

4月1日から 上下水道料金が変わります

水道料金は5%値下げ

加西市では、昭和31年事業開始以来、水道水の安定供給に努めてきました。

下水道工事に合わせた上水道老朽管の布設替工事を実施するなど、様々な経営改善に努めた結果、最近の経営は黒字基調となり、当面は収支見通しが比較的良好であるため、4月1日より水道料金を5%値下げすることになりました。

下水道は財政健全化を図るため 使用料を30%値上げ

昭和53年から着手した下水道整備事業は、平成19年3月末で95%の整備が終わり、平成20年度には市内全域の整備が完了する予定です。

下水道事業は整備区域が広大で、工事費用や処理施設を運営する経費は膨大となります。これらの費用は、

国の補助金や市民の皆さんからの税金、工事負担金、下水道使用料などで賄われます。

市ではこれまで、経費の節減や収入増などの経営努力を行ってきましたが、現在の使用料のままでは、平成28年までに30億円の資金不足となることが予測されるため、やむを得ず4月1日から下水道使用料の30%値上げをお願いすることになりました。

この結果、上水道と下水道を合わせた料金は、平均世帯(月18m³使用)で8.4%、月額約520円の負担増となる予定です。

なお、この値上げによって国から市に支払われる交付税は、平成28年度までに2億8,800万円増額となる見込みです。

これからも、市民サービスの向上と事業の効率化、経費の削減に努め、より一層の財政の健全化を図ってまいりますので、皆様のご協力をお願いします。



上水道施設(明神山配水池)



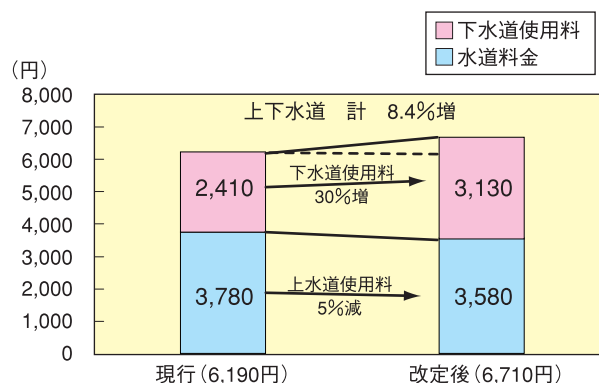
下水道処理施設(富田南処理場)

上水道5%値下げ、下水道30%値上げ

今回の料金改定は、上水道が5%値下げ、下水道が30%値上げとなっています。

現在、一般家庭における平均水道使用水量1か月当たり18m³で試算すると上下水道料金を合わせて月に520円の値上がりとなります。

家庭用1か月で18m³使用した場合

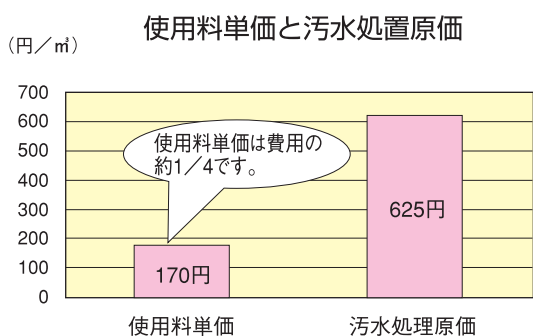


汚水処理コストは約625円/m³ 使用料は170円/m³

公共・農集・コンプラの3事業平均で1 m³の汚水をきれいにするのに、約625円（平成18年度）の費用がかかっています。

一方、現在市民の皆さんから頂いている使用料収入は170円/m³です。この差額については、一般会計から補助を受けていますが、全額をまかなえないため赤字となっています。

使用料単価・・・汚水1 m³当たりの使用料収入
汚水処理原価・・・汚水1 m³当たりの汚水処理費用



下水道事業会計への繰入れは限界

下水道事業は建設費用など多額の資金が必要で、使用料収入だけでは経営が成り立たないため、国によって定められている「基準内繰入^{※1}」と一部「基準外繰入^{※2}」を一般会計から補助してもらっています。

平成18年度は16億6千万円を繰入しましたが、一般会計も財政再建推進中であり、これ以上の繰入は困難です。

※1 基準内繰入…国で定められた基準に基づく市の一般会計から下水道会計への補助金

※2 基準外繰入…基準に基づかない市の一般会計から下水道会計への補助金（赤字補てん的なもの）

収支均衡への努力

市内全域で下水道工事を行い、支出が膨らむ中で収支の均衡を図るため、下水道使用料は、平成10年に5.9%、平成14年に41.9%値上げしました。

さらに平成16年度の公共料金問題審議会^{※3}において40%（平成17年度20%、平成20年度20%）の

値上げも議論されましたが、下水道事業が完成する平成20年度まで据え置くようにという答申があり、値上げを見送りました。

今回の平成19年度公共料金問題審議会では、下水道会計が大変厳しい状況にあり、経営破綻を未然に回避するため、市民負担を最小限に抑えた30%の値上げも止むを得ないとの答申を受け、その後12月市議会において審議の上、承認・可決されました。

※3 公共料金問題審議会…公共的団体の代表者と公募による委員で構成し、公共料金の適正化について市長に答申する審議会。

水道料金は県下9番目、 下水道使用料は4番目

加西市には水源となる大きな河川がなく、また、市の面積に比べて水道を使う人も少ないという状況から、水道料金は割高となっていますが、今回の料金値下げにより県下では1か月に20m³使用した場合、51団体中9番目、全国では1326団体中229番目となります。

一方、下水道使用料ですが、今回の料金値上げにより県下では1か月20m³使用した場合、41団体中4番目、全国では1170団体中90番目ぐらになります。

向こう10年間の収支計画に基づく新料金

今回の上下水道料金改定は、今後10年間の収支計画を立てる中で、現在の財政状況を維持するために行った最低限の料金改定です。

今後、上下水道会計の健全化に向け水道料金をもっと値下げできるよう、下水道使用料は値上げを抑えるよう努力します。

整備後3年以内の接続義務

下水道が使えるようになれば3年以内に下水道に接続することが法律で義務づけられています。しかし、中には接続したくても出来ない事情（経済的な理由、高齢者の1人暮らし等）を抱えておられる家庭もあり、すべてのお宅が3年間で下水道に接続していただけていないのが実情です。

すべての汚水が処理場に集められて処理されてこそ、本来の目的が達成されます。また、下水道事業会計の改善にとっても重要なことです。下水道に接続されていない方は、一日も早く下水道に接続していただくようお願いします。